

要旨

映画フィルムや磁気テープに記録された過去の動的映像資料の中でも、戦後の高度経済成長期に民間に広く普及した8mmフィルム等による、いわゆる「ホームムービー」は、とりわけ貴重な歴史・文化遺産である。本研究では、地域や家庭に眠るこうした映画フィルムを収集・保存し、アクセスを提供する「地域のフィルムアーカイブ」に着目する。

欧米における地域のフィルムアーカイブは、動的映像資料をオリジナルの形態のまま収集することを第一義とし、デジタル化によるアクセシビリティの向上を支える基盤として、原資料の長期的な保存体制を整えている。一方、日本における地域のフィルムアーカイブの実践は、ほぼすべて「デジタル化」を始点とし、デジタル化したコンテンツだけを収集対象とするため、原資料を集めないことが特徴となっている。よって、デジタル化を終えた原資料が散逸または廃棄処分されてしまう可能性が危惧される。なぜこのような差異が生まれたのであろうか。

そこで本論の「第1章 欧米における地域のフィルムアーカイブ」では、まず欧米を中心とするフィルムアーカイブの歴史を把握する。欧米では1910年代からフィルムアーカイブが設立され、その国際的な連携も1930年代には実現していた。続いて、英国と米国の事例を中心に地域のフィルムアーカイブの状況を概観する。英国では1976年以降、イーストアングリアン・フィルムアーカイブやスコティッシュ・スクリーンが誕生し、規模は小さくとも国内にバランス良く配置された12のフィルムアーカイブが「フィルム・アーカイブ・フォーラム」を形成する。米国にも1980年代以降、フロリダ州立映像アーカイブズやノースイースト・ヒストリックフィルムが誕生し、今では全州にわたる100を超える機関が地域のフィルムアーカイブとしての役割を果たしている。1988年に制定された米国映画保存法が功を奏し、そうした地域のフィルムアーカイブへの予算配分や、専門家の養成も着実に行われ、この領域の専門職団体も発展し、さらには、地域のフィルムアーカイブが所蔵するアマチュア制作の作品を国が文化財指定する仕組みも整っている。また、地域のフィルムアーカイブの連携を強める国際的記念日に、「ホームムービーの日」がある。米国には、ホームムービーの日をきっかけに文化財指定された8mmフィルムも既に3本あり、この記念日によって、単なる昔懐かしい映画フィルムを皆で楽しむという以上の効果が発揮されている。

欧米のフィルムアーカイブの方針は、長い歴史や法律に支えられてきた。1938年に発足した国際フィルムアーカイブ連盟（FIAF）による、映画フィルムのコンテンツ、そのコンテンツを記録するキャリア、そしてコンテクストを三位一体で収集・保存するという考え方は、とりわけ重要である。デジタル技術はアクセス向上に直結し、極めて便利ではあるが、デジタルデータのファイル形式等、フォーマットの変化は目紛しく、短いサイクルで訪れるメディア変換（マイグレーション）の度ごとに、莫大な出費が伴う。したがって、現物の映画フィルムを捨てずに残すことが推奨されているのである。

「第2章 日本における地域のフィルムアーカイブ」では、日本における地域のフィルムアーカイブの状況を把握する。日本においては、国立および公立のフィルムアーカイブも決して人員や予算に恵まれているわけではない。国立フィルムアーカイブに相当する東京国立近代美術館フィルムセンターは、あくまで美術館の一部門であるし、4カ所にある公立フィルムアーカイブ（広島市映像文化ライブラリー、京都府京都文化博物館 映像情報室、川崎市市民ミュージアム 映画部門、福岡市総合図書館 映像資料課）も、それぞれ図書館、美術館、博物館等を母体とし、実務はごく少数の職員が担っている。したがって、国際的にみてこの領域は大きく立ち後れているといえる。しかし昨今では、より小規模な、コミュニティに根ざした地域のフィルムアーカイブの活動が盛んになり、本研究で把握しているだけでも、新潟や仙台等、全国に20を超えるプロジェクトが立ち上がっている。こうした地域のフィルムアーカイブにおいて、現物保存を実現するには、映画フィルムは文化財であるとの認識を広める必要があるだろう。日本でも映画フィルムが重要文化財に指定されるといった動きがないわけではないが、ユネスコの世界視聴覚遺産の日の取り組み等と連動して、身近な文化・芸術を代表する「映画」の重要性を、より一層訴えていく必要がある。さらに、日本における「ホームムービーの日」の普及活動の経験から、地域や家庭に実に多くの貴重な映画フィルムが眠っていることがわかっている。こうした映画フィルムの現物保存をどうにか実現していきたい。

「第3章 「文京映像史料館」の試み」では、地域のフィルムアーカイブの実例の一つとして2010年から着手している東京都文京区の「文京映像史料館」を取り上げる。文京区の事業の範疇は、区の昔の様子が記録された映画フィルムのデジタル化およびDVD上映会だけに留まっているが、文京映像史料館としては、救済対象を視聴覚ライブラリーの16mmフィルムや、ケーブルテレビ局の番組素材、文京区で撮影された映画やかつてあった映画館に関連する資料へと拡大していきたいと考えている。予算の削減等により継続性には不安が残るものの、文京映像史料館の取り組みを実践する中で、各地の同種の取り組みとの連携を深めることができた。全国的なネットワークまでは実現していないが、都内の台東区や北区のフィルムアーカイブ事業の実務者とは交流がある。こうした

各区の単位で発見され、デジタル化されたコンテンツへのアクセシビリティの向上を目指す上では、データベースの統合作業等が今後不可欠になろう。現在のネットワークをゆくゆくは東京都全体のフィルムアーカイブの本格的な連動へと発展させたい。

ただし、いくら規模の小さな地域のフィルムアーカイブであっても、現物の映画フィルムの収集・保存こそが本来の使命であることを粘り強く訴えていく必要があり、それこそが地域のフィルムアーカイブの目指すべきものと筆者は考える。急激なデジタル化が進む中で、現物の資料が破棄されるリスクは高まるばかりである。このような状況の中で地域に眠る動的映像資料を守り残す活動は、今後も重要性を増していくものと思われる。文京区における地域のフィルムアーカイブを実践しながら、本研究を引き続き深化させていきたい。

以上